

# 意見陳述書

2017年9月29日

佐賀地方裁判所民事部 御中

原告 林田直樹

私は福島第一原発事故から3年後の2014年4月から翌年の7月まで、福島県内で除染作業に従事してきた経験や直接見聞した状況をふまえ、意見を述べたいと思います。

## 1 特別除染教育

最初に、除染現場の作業に携わる前、必ず特別除染教育があります。丸一日かけておこなわれる放射線に関する座学の講義は、元請けの教育担当者から一方的に聞き慣れない言葉（ミリシーベルトなど）が次から次へと投げかけられます。圧倒的多数の者（全体の3分の2）は放射線の問題がある現場での労働は未経験でピンと来ず、教育と言っても実地で確かめることもなく、資料も労働者の手元に残りません。したがって、結論として、国の安全基準値を満たしており、「健康被害はない」、「放射線による低被曝で影響はでない」ということしか残らないものでした。

## 2 川俣町山木屋（元避難地域）での除染作業

除染作業は放射能の危険以前に、大変な重労働です。除染範囲は宅地から周囲20mを計測し、その範囲内の木々の伐採、山積した葉っぱや枝木を山頂から下まで熊手を使い掻き下ろします。次に、集められた木々を1m四方の黒いフレコンパック（枝葉で約300kg、土石で約1000kg

収納)に詰め込み、トラックで仮置場に運んでいきます。さらに、宅地から町道に続くまでの汚染された表土を剥ぎ取って一輪車に積み込み、二人掛かりでフレコンパックに流し込むのです。一見簡単そうにもみえますが、体力を必要とする重労働にほかなりません。

この重労働を余計に体力を消耗させるものが常時口鼻全体に覆いかぶさるマスクです。息苦しさは経験した者でなければわかりません。のどの渇きもすさまじく、持参していた1ℓ水筒と500mlのスポーツドリンクが半日と持たないのです。また、被曝を避ける特別な防護服はなく、一般の土木作業現場での作業服だけで、とにもかくにも毎日が泥まみれでした。作業服の交換・廃棄を事業者が規則上するようになっているようですが、実際は2~3着を労働者が自分で洗濯して何か月も着て作業していました。除染労働者は20歳くらいから70代までと幅広く、全国から来ていました。

### 3 除染作業員はあくまで使い捨て

元請けの現場責任者は、健康状態が悪い場合、表向きは作業従事は控えるよう、あたかも労働者の健康を一定程度「配慮」しているかのような気遣いをみせます。がしかし、現実には、元請けの関心事は、除染作業の進捗状況に影響を及ぼしてはいないかです。そのため国や「労災の番人たる」労働基準監督署に最大の敬意を払いながら、いかにも安全を最優先に業務を遂行しているかのように見えることです。

労働者自身の側から言えば、ケガや病気で1日休むことは収入が減ることになり、労災となれば強制退場させられる、それは次の現場の仕事がなかなかみつからないことで生活が成り立たなくなる事を意味しています。そのため、「労災隠し」は会社の都合と労働者が自ら口をつむぐことで助長され、常態化してきたのが現実でした。私自身も除染作業中に触れコンパックの枠にあばらをぶつけ肋骨を折る全治2ヶ月間の診断を

南相馬市の病院で下されましたが、仲間も含めて収入が閉ざされることを考えて、労災を意図的に隠しました。

#### 4 除染現場での身分制階級 = 重層的下請構造

除染現場は絶対服従体制のタテ社会です。同じ現場の仲間内では、「元請けは天皇、一次会社は大名、二次会社は平民、三次会社は奴隷」といっていました。元請けが下請けの会社をけなしたり、筋の通らないことも平気で言ったりしても、誰も文句はいいません。いえ、言えないのです。言うこと自体がクビになるからです。そのような身分制階級はどこ現場でも共通していました。

同じ労働をしても一次下請、二次下請、三次下請では、賃金も差別化され、最大で日当が4,000円低く抑えられていました。当然ピンハネもあり、こうした安価な労働賃金に不満を抱く人たちの中には、次の高収入を求めてひとりまたは集団で“高飛び”することもよくありました。労働者不足は、二次・三次の下請をたばねる立場の一次会社からすれば、元請に対して信用を失墜させるばかりか、労働力が目減りすること自体ピンハネも含めた会社側の減収に直結します。それぞれの下請けは、労働力の流出防止策として、日当に少し色をつけたり、食費を無料にしたり、前借りなどをふんだんに使いこなして労働者に借金させて事実上の足止め策にする等の措置をおこなっていました。まさに現場労働者の「生かさず、殺さず」を公然とおこなってきた「平成の蟹工船」といえます。

#### 5 カミナリにうたれて死んじまえ

2014年8月7日午後天候不良となり、午後3時20分頃にはカミナリが轟音と共になりだし、現場作業者は事前に受けた“教育”の通り、安全な場所への指示により退避していました。作業終了時間直前のほんの2～3分前、現場に出ていた作業員らが次々に戻り始め、被ばく線量チェックを早めに終えようと並び始めたところ、元請けの幹部は“何をし

てるんだ。モニタリングはまだだろうが、お前たちなんかカミナリにうたれて死んじまえ”と暴言を吐きました。除染作業員がまさしく人間として扱われていない瞬間でした。もし、この暴言をだれかが所轄の労働基準監督署に通告したら、現場は完全にストップし、だれもが収入の道が完全に途絶えてしまうため、だれ一人として告発しませんでした。

## 6 ピンハネ

重層的下請構造の中で、その労働者が一次下請、二次下請、三次下請のどの所属なのかで一日あたりの賃金が違ってきます。一次下請でも労働者一日一人当たりの積算は2万円をはるかに超えると聞いていますが、一次下請以下の労働者は「福島の最低賃金+雀の涙ほどの $\alpha$ に危険手当1万円」が基本であり、二次下請、三次下請けとなるとどんどん $\alpha$ がゼロに近づくのです。放射線の危険以前の重労働に対して「最低賃金+雀の涙ほどの $\alpha$ 」とは労働を正當に評価した賃金とは言えません。

実際、私自身、労務管理もしていましたので、下請会社は賃金以外のところでもあの手この手で二重のピンハネをしているのを見聞きしていました。

福島現地入りまでの旅費・交通費、特別除染教育や新規受入教育の手当、3ヶ月に1回義務付けられている電離検診の受診手当など、元請けから下請けに支給されているにもかかわらず、作業員に支払われることなく、ことごとく下請け会社が自分の懐に入れるケースも目の当たりにしました。

また、別の者が本人になりすましてあたかも作業労働したかのように装ったり、あるいは欠勤者を出勤者扱いにすることで、労働賃金を水増しして人件費をさらにピンハネするという「替え玉」の手口も存在しました。そのため、3か月ごとのWBCでのチェックにおいての替え玉という事例もありました。

## 7 最後に

最後に、除染作業に従事する中で見聞きした福島の状況について一言述べます。山間部に位置する飯館村で作業に従事した際、村全体が避難地域となっていて、地域全体がまさに幽霊屋敷のように思われました。確か原発事故の年に「死の街」と発言して辞任させられた大臣がいましたが、「死の街」というの本当です。道路のアスファルトは裂け、雑草は生い茂り、点在する家々はコケがはびこり、時間が止まったような、そんな感覚に陥るのです。

今年3月、国は除染により安心して住める環境になった、このことを理由に指定地域の解除を強行しましたが、現場を歩き復興作業をしてきた者としていわせていただくなら、まだまだ相当の時間を要することは必至です。

また南相馬市原町区にいるとき、居酒屋のおかみさんから、「あんなたちが除染に来てくれるのはうれしいが、本当に復興になるのだろうか」といわれました。除染の効果はもとより、安心して住めるきれいな環境になるのか、元通りに住民が戻ってこれるのかと真剣な面持ちでいわれたのです。さらに、おかみさんが言うのは、原町区が半径20キロメートルとなる境界ラインが錯綜しているため、「あそこは補償金をもらっているがうちにはでていない」、「避難者は補償金でメシ食っている」、「避難者は寝ててもカネが入る」など対立、ねたみが住民間のみならず、兄弟親戚間でも横行しているという悲しい話でした。この手の陰口は居酒屋以外ところでもうんざりするくらいよく耳にしました。私はこの話を聞いて、原発の被害とは何か、まさに国による被害者の分断にほかならないと痛感しました。

原発は事故前においても原子力ムラの利権構造の中で人の心まで狂わせ、他方で危険な原発労働者へのしわ寄せをしていたと思いますが、事

故後においてもその構造は変わらず、危険な被害者を放置・拡大させ、切り捨てているのです。国民のくらしに逆行する原発は廃炉にすべきです。裁判所におかれてはフクシマの実態を見据えた英断を求めて私の意見陳述とします。